

北上市学校給食費規則の一部を改正する規則

北上市学校給食費規則（令和元年北上市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
様式第1号（第5条関係）					様式第1号（第5条関係）				
[略]					[略]				
対象となる	[略]				対象となる	[略]			
児童生徒等	生年月日	年	月	日	性別				
[略]					[略]				
[略]					[略]				
様式第2号（第5条関係）					様式第2号（第5条関係）				
[略]					[略]				
対象となる	[略]				対象となる	[略]			
児童生徒等	生年月日	年	月	日	性別				
[略]					[略]				
[略]					[略]				
様式第3号（第10条関係）					様式第3号（第10条関係）				
[略]					[略]				
対象となる	[略]				対象となる	[略]			
児童生徒等	生年月日	年	月	日	性別				
[略]					[略]				
[略]					[略]				
様式第4号（第10条関係）					様式第4号（第10条関係）				
[略]					[略]				

対象となる 児童生徒等	[略]				対象となる 児童生徒等	[略]			
	生年月日	年	月	<u>性別</u>		生年月日	年	月	日
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。